

令和6年度 第4回京丹後市こども未来まちづくり審議会 会議録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後2時00分～3時10分
2. 開催場所 峰山庁舎 201・202会議室
3. 出席者
 - (1) こども未来まちづくり審議会委員
片西委員（会長）、味田委員（副会長）
田中委員、山副委員、岩渕委員、水口委員、浜上委員、中村委員
※欠席2名（松井委員、山本委員）
 - (2) 事務局
こども部 吉田部長
同 こども未来課 金子課長、永島課長補佐
同 子育て支援課 蒲田課長
4. 内容 別紙（会議次第）のとおり
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人 0名

<開会>

事務局： 本日は新年早々またお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから、令和6年度第4回京丹後市こども未来まちづくり審議会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長： 皆さんこんにちは。本日は新春早々公私共にご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は第4回目の審議会ということで事業計画の策定に係る最後の審議会になりました。それぞれ前回まで大変ご熱心に、各分野で専門の方々のご意見をいただきまして、中々良いものができてきたのではないかなと思っております。その都度、事務局の方には修正等でご苦労いただきましたけども、本日最後の審議となりました。この会議において、京丹後市の子育て環境充実のための貴重な議論ができたことを嬉しく思っております。今日の最終案をもちまして、昨年7月に市長からいただいた諮問に対する答申へと繋げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。続きまして、こども部長がご挨拶を申し上げます。

事務局： 本日はお忙しい中、またお足元の悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。これまで、子ども・子育て支援事業計画の審議を熱心に行っていただきましてありがとうございます。その中でできる限り皆さんのご意見を反映したいということで進めてきましたけれども、不十分なところもあるかと思っております。今日は最終案ということで、ご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。本日計画案を承認いただきましたら、市長に答申をしていただくということと、同時にパブリックコメントということで市民の方にもご意見をお伺いするということになっております。スムーズにいきましたら3月議会に上程をいたしまして、そこで議会の承認を得る、そして決定ということになりますけれども、最後まで皆さんには、ご意見をいただいたり、相談することもあるかと思いますが、最後までよろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。この会議ですけども、公開対象の会議となっておりますので、会議録作成事務軽減のために録音機を使用していきます。ご発言の際は、マイクをご利用いただきますようお願いいたします。それでは、ここからは片西会長に議事進行をお願いします。よろしくお願い致します。

<議事>

会 長： それでは議題の方に入らせていただきます。本日の議事録署名人の委員さん、よろしくお願い致します。最初の議題であります第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画についてということで、事務局から説明をお願いします。

ます。

事務局： (1) 第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について説明

会 長： 計画の最終案について説明いただきましたけども、最終の文言の修正と、後程表紙のイラストの選定があるようですし、今回は前回と違って目次のページ数と実際のページが合っておりますので、3つぐらいに分けて確認していきたいと思います。お気付きになった点でよろしいので、最後のご意見等いただけたらと思います。それから3章と2章の順番が入れ替わりましたけども、今は便宜上この章でいきたいと思います。第2章までで、文言修正等も含めて、お気付きの点がありましたらお願いします。

委 員： 11ページのグラフのところですが、5.8（2人）ってどういうことなのかわかりづらいと思うので、ここに括弧内の数字は実際の人数ですということが書いてあれば、わかりやすいと思いました。

会 長： ありがとうございます。実人数であるということを明記しておくということです。

委 員： 30ページの4行目ですが、「小学生児童ではフルタイムへの転換希望が」のあとのつながりがおかしいように思います。

会 長： 第2章までの部分については、今の2点について修正をお願いします。続きまして第3章4章のところで何かお気付きの点がありましたらお願いします。ないようですので、最後、第5章6章まででお願いします。これまで、練りに練ったものですので、また閉会までにお気付きの点がありましたらお願いします。

委 員： 83ページの用語解説のところで、こどもの「こ」が平仮名だったり漢字であったりってことは特に統一性の必要はないでしょうか。

事務局： こども基本法やこども大綱で明記され、名詞として確立しているものもありますし、文章の流れで判断しているものもあります。

会 長： 固有名詞になっているものについては変えようがないということです。そうしましたら計画の最終案の審議については、とりあえず終わりますので、イラストの選定をお願いします。

事務局： 今から計画表紙のイラストの選定資料を投票用紙と一緒に回させていただきますので、表紙で一番良いと思ったイラストの番号1つと、あと裏表紙も変えたいので、裏表紙も1つ良いと思われるものを、投票用紙に記入していただけたらと思います。

事務局： イラストの選定作業と並行して、答申案の確認をお願いしたいと思います。事前に会長と副会長にはお渡ししていますけども、他の委員さんには今回初めて見ていただくことになりますので、イラスト選定資料が回ってこない方は答申案を見ていただいて、ご意見等があればお願いしたいと思います。

委 員： イラストのタイトルの記載は考えておられますか。

事務局： 今回のイラストは公立こども園の4歳児と5歳児が描いたイラストで、園長にお願いをして出してもらったもので、現在タイトルが入っていないものもありますが、聞けばわかると思います。タイトルは入れた方がいいと考えていますので、入れる方向で調整したいと思います。

会 長： 表紙も決まったところで次の議題にしていきたいと思います。この時間を使って答申を読んでいただいておりますけども、答申についてということで事務局から説明をお願いします。

事務局： (2) 答申案について説明

会 長： 今説明のあった趣旨で答申案を作っていたということですが、これは2ページほどですので、全体を通して何か趣旨とか或いは表現上の工夫、文言の修正等ありましたらお願いします。

委 員： この答申の中で、こども基本法の「こ」、こども大綱の「こ」、それから「こども真ん中社会の実現」を目指すというところも漢字ではなくて平仮名の「こ」となっています。一方で計画第3章の基本理念にある「すべての子どもが輝きみんなの笑顔があふれる子育てのまち」のところでは、漢字の「子」が使われていて見やすいのですが、ここは漢字のままがいいのでしょうか。

会 長： このキャッチフレーズの部分について、新たに變更されましたが、變更したのにはそれなりのバックボーンなり理由があったと思いますけども、今新たに国なりに準じるなら平仮名でというご意見ですので、再度事務局の方でご検討いただけたらと思います。

事務局： ありがとうございます。この理念を変えたのは、こども基本法の基本理念やこども大綱の中で、すべてのこどもという言葉が使われていて、「こどもの心身の状況や置かれている環境に関わらず、すべてのこどもが幸せになるため」というところがすごくいいフレーズで、それがすごく気に入って大事なことだと思って提案をさせてもらったのですが、こども基本法の基本理念のところでは、すべてのこどもの「こ」は平仮名になっていますので、平仮名の方が私の思いに沿うと思って今聞かせてもらいましたので、その方向で検討させていただきたいと思います。

会 長： 他ございませんでしょうか。ないようでしたら、大変細かいことですが、私も気になったのが2、3ありまして、1つは「おわりに」のところで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境整備とありますが、この「産み」という出産の産、生年月日の生の「生み」のどちらも子どもを産むという状態は捉えているのですが、私は「産」より「生」の字の方が色んな面から考えていいと思うのですが、これも先程のような何か根拠があるならそれはそれでいいですけども、違和感を覚えるなというのが1つ。それから、下に2行下がってもらって、「理念や方策が市民に共有され、行政と市民を含む地域社会全体で」とありますが、ここが行政と市民を含むではなしに、行政と市民が協働して地域社会全体でというように、それぞれ同じ対等な立場で新しいものを作っていくという意味で、「協働」という言葉を使った方がいいかなと思ったのが1つ。最後に下にきてから上に上がりますが、「おわりに」の2行目、「美しい自然のほか、祭りなどの伝統行事や様々な地域活動を通して人々とのつながりがあり、子どもにとって恵まれた、子育てしやすい環境が」、とあるので、「子どもの成長にとって」と、ワンクッション入れるのがいいかなと思って読ませていただきましたけども、また検討下さい。他、どうでしょうか。ないようでしたら、2番目の議題も終わりました、最後、特定教育・保育施設利用定員についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局： (3) 特定教育・保育施設利用定員について説明

会 長： ただいま説明にありましたように、ここ数年来の子ども数の推移から今年度と来年度の變更の数字について説明いただきました。昨今の少子化はすごいと感じていますが、一部の保育所・こども園だけなのかもしれません、この表を見ると本当に少子化が進んでいることがわかります。ということで、ご提案がありました、これについて何かご意見ありませんか。

委 員： こうりゅう虹こども園の0歳児が7年度は0人にも関わらず、定員が1名増というのは、何か根拠があるのでしょうか。

事務局： こうりゅう虹こども園の0歳児の0人っていうのは、現時点で申込みのあ

った令和7年4月1日現在の数字です。例年どこの園所も年度途中から途中入所という形で入ってこられる子どもさんがいますので、このままずっと0人でいくとは考えていません。

会 長： 現在の実数とこれとは必ずしも整合していませんが、推測も含めてゆとりを持たせているということのようです。他はどうでしょうか。

委 員： こうりゅうの3、4、5歳児で変更後が6人ずつ減っていますけど、それは先生が1人減るということですか。1人6人受け持っているところを先生が1人減ると24ですが、そういうことですか。

事務局： 先生の人数と必ずしもリンクしているものではありません。3歳児でしたら15人の子どもに対し1人の先生を置きなさいという基準がありますし、4歳児5歳児でしたら、25人に1人先生を配置するという基準がありますので、それに準じて先生というのは各施設で配置をいただいています。

会 長： 他どうでしょうか。こども未来まちづくり審議会の見解としては、この変更を承認するということがよろしいですか。

事務局： 今回のような利用定員を下げる要望が上がってくる理由としては、保育所・こども園には、国、府、京丹後市から施設運営費として給付費が支払われているのですが、利用定員が少ないほど給付費の積算に使われる子ども1人当たりの単価が高くなっていることから、施設や法人としては運営のことを考えた時に、できるだけ有利な形で運営費を得たいと考えるのは当然のことかと思えます。また、ゆうかり乳児保育所は、2ヶ月からのお子さんを受け入れていますけども、定員数を減らすことでより丁寧な、子どもに寄り添った保育をしたいという理由も伺っています。

委 員： 私もよくわからないのでお尋ねしますが、以前でしたら、0歳児は大体3人に1人の保育士が関わるということですので、変更になりましたら、もし7人来たとすると、0歳児4人を1人の保育士でみるのは大変なので、1歳児との兼ね合いで人数調整をして人員を充てる形ですか。

委 員： 変更後の利用定員を、0歳児7人、1・2歳児33人の合計40人としていますが、これを越えたら入れないということではないです。受け入れる合計人数を概ねこれぐらいにしたいということです。法律の中に、直前の連続する5年間、常に保育認定こどもに係る利用定員を越えており、且つ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設にはペナルティを適用すると書いてあるので、定員を5年間20%越え続けたら、これはもう駄目なことで何とかしなさいということになります。これだけ入園児が減ってきていたら考えられないです。

会 長： よろしいですか。少子化の中で実態に合わせて、定数もある程度減らしてこうとそれによる不利益ということは考えにくい、考えられないということで承認しますがよろしいですか。そのようにしていただけたらと思います。一応、3つの議案については終わりました。その他で、何かありましたらお願いします。事務局の方でも何かありますか。

委 員： 自分の1番下の子がゆうかり乳児保育所に通っていますが、日曜日の保育はしてもらえません。それで、保育所の先生がゆうかり子ども園と提携して、日曜日はそちらに預けることはできないかと一度こども未来課に相談されたようですが、難しいという回答だったとおっしゃっていて、そのことは、前向きに考えてもらえないでしょうか。

事務局： ゆうかり乳児保育所とゆうかり子ども園は同じみねやま福祉会が運営されているので、施設同士の連携というのはできると思いますけども、法律や制度上の問題があるのかどうかを把握していませんでしたので、その時はそのように回答させていただいたということです。

委員： 今、ゆうかり乳児保育所に通っておられて、同じみねやま福祉会がゆうかり子ども園も運営されている。ゆうかり子ども園は休日保育をしていますので、そちらに替わられたら休日保育が利用できると思いますが、それは考えてみられましたか。同じ法人が運営する施設であっても、契約でこの曜日だけ預けますということは無理だと思います。安全面もしっかりしなければいけないし、日々この子どもがどう育っているか、どういう特色があるかもわからない状態で日曜日だけ違う人が預かるってすごく危険なことです。ただ、連携する中でそういうところを飛び越えることができるのかを、事務局にしっかりと勉強していただいて、今後につなげていただくようお願いします。

会長： 我が身のことでなしに、後が続く方のためにこういう方策はどうかということを提言していただきましたけども、これも即座に返答するのは難しいと思いますし、そんな良い方策があればということで、またご検討の方お願いします。他いかがでしょうか。この計画については、もうこれで答申をしますので、とりあえず次の計画までは、よほどのことがない限り審議会は開催されないという認識ですが、どうでしょうか。

事務局： 年に 1 回は必ず前年度の進捗報告を行うために開催する仕組みになっています。今回みたいに計画の審議とか大きな議題があれば、年数回に渡って開催することになりますけれども、そうでない限りは年 1 回ということになります。

会長： わかりました。特にいいですか。ないようですので、最後閉会のご挨拶を副会長お願いします。

副会長： 失礼します。本日は本当に皆さんお忙しい中ありがとうございました。最初に会長からもありましたように、昨年 7 月に市長から諮問をいただきまして、その中でこども真ん中社会の実現や子育て環境日本一に向けて取り組んでいく必要があるから、審議会に意見を求めますと諮問を受けました。そういう中で皆さんには本当に何度も集まっていたいて熱心にご議論をいただいたと思います。部長からもありましたように、熱心にご議論をいただいたからこそ、なかなか反映できてないところもあるかもしれないとありましたが、先程ありましたようにまた今後はこの計画を、是非見守っていただいてどのように進んでいるのかなっていう確認もさせていただけたらなと思っています。今年度はスケジュールでいうと、これが最後の会議ということになりますが、引き続き皆さんにお世話になりたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

事務局： 一つ事務連絡をさせていただいてよろしいでしょうか。今回の審議会を経まして、計画の最終案ということで、来週 1 月 15 日水曜日から 1 月 31 日金曜日までの間、パブリックコメントをさせていただきたいと思います。広報おしらせ版や市のホームページ等で周知を行っていきたいと思います。そこでご意見があった場合は、また必要な修正を加えて、その上で議会に提案をしていきたいと考えています。その後、議会の審議において修正が入った場合につきましては、またご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。連絡は以上です。